

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(8) 特別支援学校における教育課程の編成

教育課程の編成

特別支援学校は幼稚園、小・中・高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識及び技能を授けることを目的とする。したがって、特別支援学校における教育については、幼稚園、小・中・高等学校における教育には設けられていない特別の指導領域である自立活動が必要であると同時に、これが特に重要な意義をもつものといえる。また、障害の状態等により特に必要がある場合には、以下のような教育課程を編成することができる。

- 1 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる。
- 2 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる。

特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）の教育課程

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標、各学年、各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小・中・高等学校学習指導要領に示すものに準ずるものとする。ここでいう「準ずる」とは、原則として同一ということを意味している。

なお、知的障害を併せ有する者については、各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる。

特別支援学校（知的障害）の教育課程

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の取扱いについては、次のとおりである。

- 1 各教科等の種類については、学教法施行規則第126条第2項、127条第2項及び128条第2項で規定される。
- 2 各教科の目標や内容は学年別に示されず、段階別に示される。
また、学習指導要領においては、次のような点が改訂された。
 - ・障害のある子どもたちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視する。
 - ・各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づいて整理する。
 - ・各段階における育成を目指す資質・能力を明確にするために、段階ごとの目標を新設する。
 - ・小・中・高等部の内容のつながりを充実させるために、中学部に新たに段階を設ける。
 - ・小学部の教育課程に必要な応じて外国語活動を設けることができる。
 - ・小学校の各教科及び外国語活動、中学校の各教科及び高等学校の各教科・科目の目標及び内容の一部を取り入れることができる。

指導の形態

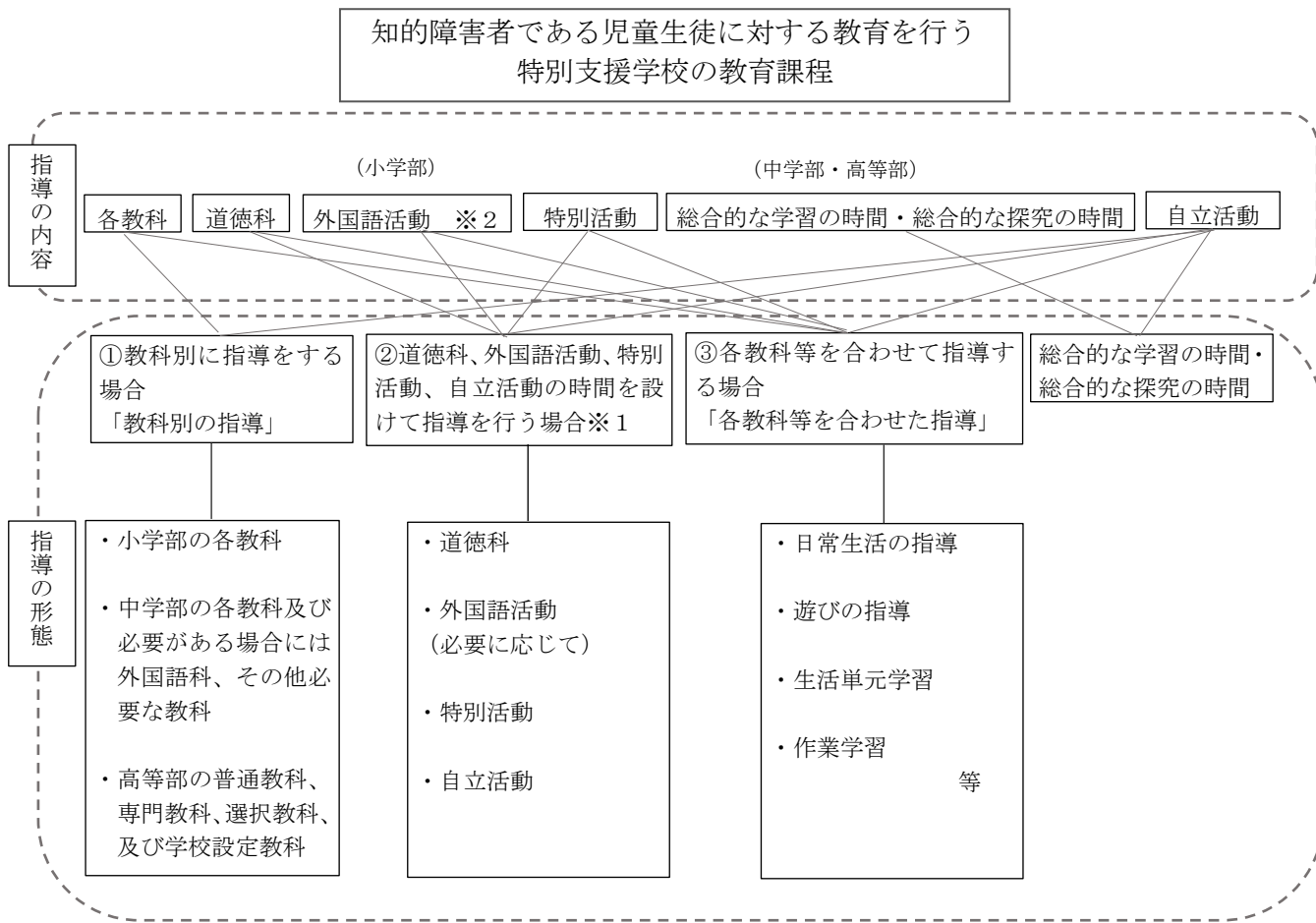
特別支援学校（知的障害）においては、指導の形態として①「教科別に指導を行う場合（教科別の指導）」、②「道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合※1」、③「各教科等を合わせて指導を行う場合（各教科等を合わせた指導）」をとることができる（下図参照）。

各教科等を合わせて指導を行う場合

各教科等を合わせて指導を行う場合とは、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては外国語活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいう。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習等として実践されてきている。各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくことになり、育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要となる。

また、中学部及び高等部においては、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間を適切に設けて指導をすることに留意する必要がある。



※1 従前は「領域別に指導を行う場合」（領域別の指導）と示していたが、道徳科が位置付いたことや、小学部において児童や学校の実態を考慮して外国語活動を設けることができるようにしたことから、今回改訂の学習指導要領ではこのような示し方をしている。

※2 児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて外国語活動を設けることができることが学習指導要領に示されている。